

登録文化財

鳥取県の歴史的砂防施設

概要

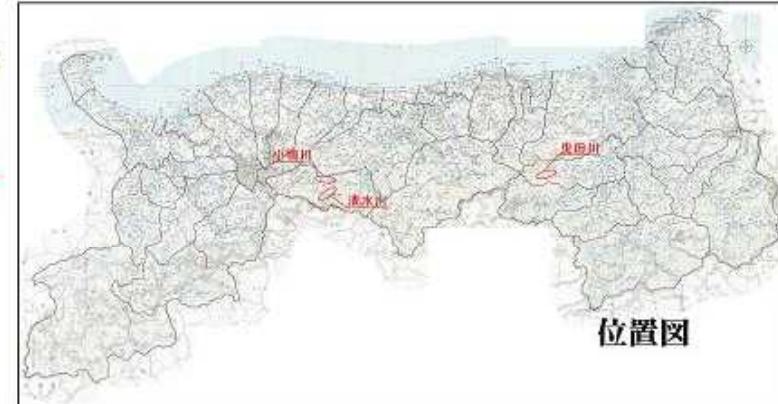
鳥取県内の砂防事業は、昭和7年から国庫補助事業の農村匡救事業として千代川水系、天神川水系の7溪流で県が施工したのが始めです。

国の直轄砂防事業は、昭和9年の室戸台風により天神川流域が多大な被害を受けたことを契機として、昭和11年から直轄砂防区域が告示され、閑金町内で開始されています。

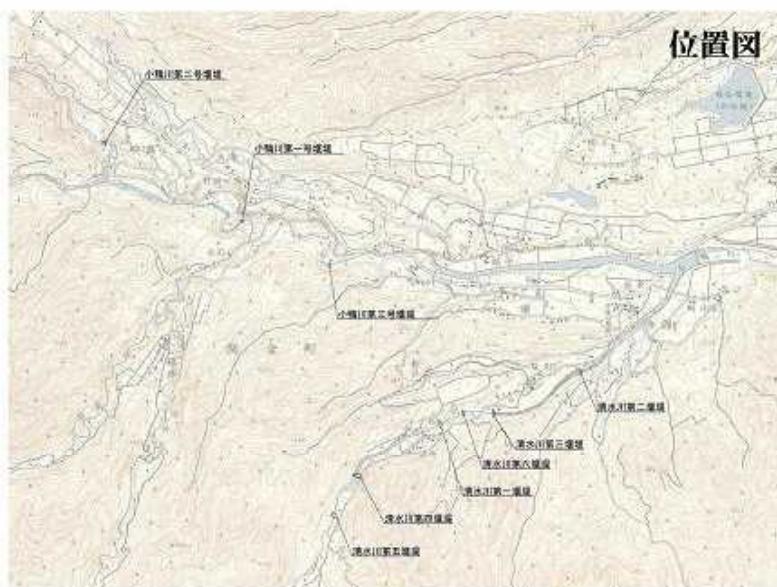
この度「登録有形文化財」に登録される閑金町の清水川、小鴨川の砂防堰堤は、直轄砂防で最初に着手された練石積の砂防堰堤群であり、丁寧に仕上げられた石積は当時の姿を良く止め、遠景に望む大山の景観とも調和したものとなっています。

このほか、砂防堰堤の形式としては珍しい拱堰堤（アーチ形式）が、県内に2基建設されていますが、その内、建設から53年経過した河原町の曳田川の練石積拱堰堤も歴史的価値の高い土木構造物であることから、「登録有形文化財」に登録することにより、その資産を活かしていくたいと考えています。

【参考】農村匡救事業：昭和恐慌により疲弊した農村を救済するため内務省において各種の事業が計画された。その中でも砂防事業は、地域の労働力と岩石等を使うため、今で言う「地産地消」であり、農民救済に最も適した事業とされた。



位置図



位置図



位置図

名称	所在の場所	構造、形式及び大きさ	完成年月	備考
清水川第一堰堤	鳥取県東伯郡閑金町堀	重力式練石積堰堤 高さ：7m 長さ：52m	昭和12年7月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0065号
清水川第二堰堤	鳥取県東伯郡閑金町今西	重力式練石積堰堤 高さ：3m 長さ：50m	昭和13年1月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0068号
清水川第三堰堤	鳥取県東伯郡閑金町堀	重力式練石積堰堤 高さ：4m 長さ：80m	昭和13年3月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0067号
清水川第四堰堤	鳥取県東伯郡閑金町堀	重力式練石積堰堤 高さ：13m 長さ：68.8m (349年3月崖上付)	昭和13年6月	登録対象外 (現状をとどめていないため)
清水川第五堰堤	鳥取県東伯郡閑金町堀	重力式練石積堰堤 高さ：4m 長さ：63m	昭和14年3月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0064号
清水川第六堰堤	鳥取県東伯郡閑金町堀	重力式練石積堰堤 高さ：4m 長さ：88m	昭和19年6月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0066号
小鴨川第一号堰堤	鳥取県東伯郡閑金町明高	重力式練石積堰堤 高さ：5m 長さ：58m	昭和15年12月	登録文化財登録手続中
小鴨川第二号堰堤	鳥取県東伯郡閑金町明高	重力式練石積堰堤 高さ：5m 長さ：63m	昭和17年3月	平成16年7月23日 登録登録番号 第31-0069号
小鴨川第三号堰堤	鳥取県東伯郡閑金町明高	重力式練石積堰堤 高さ：5m 長さ：63m	昭和18年6月	登録文化財登録手続中
杣小屋拱堰堤	鳥取県八頭郡河原町杣小屋	練石積造曲線堰堤 高さ：10m 長さ：24m	昭和26年	登録文化財登録手続中

登録有形文化財の基準

築後50年を経過している建造物で、広く親しまれていたり、そこでしか見られない珍しい形をしているもの。

- ①国土の歴史的景観に寄与しているもの。（特別な愛称などで、広く親しまれている場合。その土地を知るのに役立つ場合。絵画などの芸術作品に登場する場合。）
- ②造形の規範となっているもの。（デザインが優れている場合。著名な設計者や施工者がかかわった場合。後に数多く作られるものの初期の作品。時代や建造物の種類の特徴を示す場合。）
- ③再現することが容易でないもの。（優れた技術や技能が用いられている場合。現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合。珍しい形やデザインで他に同じような例が少ない場合。）